

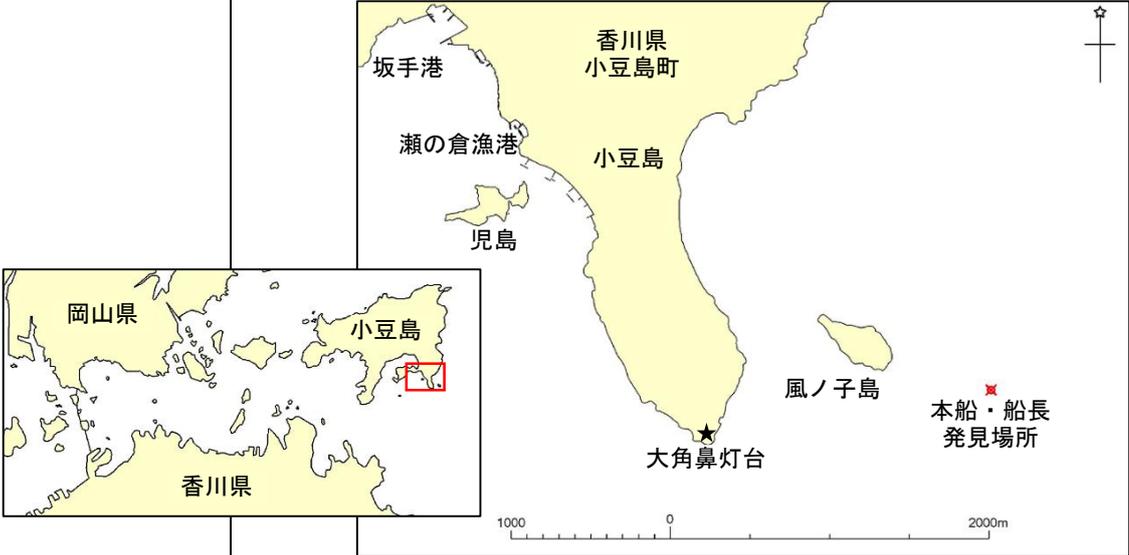
船舶事故調査報告書

令和8年1月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員死亡																								
発生日時	不明（令和7年8月3日 05時頃～08時頃の間）																								
発生場所	不明（香川県小豆島町風ノ子島東方沖）																								
事故の概要	漁船第二勝喜の船長は、たこつぼ漁の操業中、落水して溺死した。																								
事故調査の経過	令和7年8月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																								
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二勝喜、1.1トン KA3-25705（漁船登録番号）、個人所有 6.77m (Lr) × 1.98m × 0.71m、FRP ディーゼル機関（船内外機）、55.20kW、昭和60年9月7日 第280-46006号（船舶検査済票の番号）																								
乗組員等に関する情報	船長 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月27日 免許証交付日 令和2年4月20日 (令和8年3月31日まで有効)																								
死傷者等	死亡 1人（船長）																								
損傷	なし																								
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約2m/s、視界 良好（本船発見時） 船長の発見場所の西北西方約8.7kmにある内海地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" data-bbox="673 1697 1300 2038"> <thead> <tr> <th>時刻</th> <th>気温 (°C)</th> <th>風向</th> <th>平均風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>05:00</td> <td>25.3</td> <td>北北西</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>06:00</td> <td>25.7</td> <td>北北西</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>07:00</td> <td>28.1</td> <td>東南東</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>29.7</td> <td>南</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>09:00</td> <td>30.5</td> <td>南</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>	時刻	気温 (°C)	風向	平均風速 (m/s)	05:00	25.3	北北西	2.0	06:00	25.7	北北西	0.9	07:00	28.1	東南東	0.6	08:00	29.7	南	1.5	09:00	30.5	南	2.3
時刻	気温 (°C)	風向	平均風速 (m/s)																						
05:00	25.3	北北西	2.0																						
06:00	25.7	北北西	0.9																						
07:00	28.1	東南東	0.6																						
08:00	29.7	南	1.5																						
09:00	30.5	南	2.3																						

	<table border="1"> <tr> <td>10:00</td> <td>31.0</td> <td>南</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>11:00</td> <td>30.7</td> <td>南南西</td> <td>2.4</td> </tr> </table> <p>海象：海上 平穏、水温 約28℃（本船発見時）</p>	10:00	31.0	南	2.2	11:00	30.7	南南西	2.4
10:00	31.0	南	2.2						
11:00	30.7	南南西	2.4						
事故の経過	<p>船長は、本船に1人で乗り組み、令和7年8月3日05時頃、本船の係留場所である小豆島町所在の瀬の倉漁港から出航するところを船長の親族に目撃されていた。</p> <p>本船は、10時50分頃に風ノ子島東方沖を無人の状態に漂流しているところを巡回中の巡視艇に発見された。</p> <p>船長は、水深約3～5mの海中で、‘左舷船首部の揚収ローラーから海中に延びたたこつぼ漁の仕掛けのロープ’（以下「本索」という。）が左手首に絡まった状態で、巡視艇から本船に移乗した海上保安官に発見された。</p> <p>（図1 参照）</p>  <p>図1 事故発生場所概略図</p> <p>船長は、12時57分頃、巡視艇によって小豆島町所在の坂手港内に搬送され、救急隊に引き継がれた。</p> <p>船長は、右手五指が切断し、左手中指の指先がほぼ切断した状態であった。</p> <p>船長は、救急隊に不搬送と判断され、その後病院の医師により、次のとおり検案された。</p> <p>死亡推定時刻：08時頃 直接死因：溺死（発症から死亡までの期間：短時間）</p> <p>本船は、‘船長所属の漁業協同組合’（以下「漁協」という。）組合員の小型船舶により、坂手港内の棧橋へえい航された。</p>								
その他の事項	<p>(1) 船長の漁業経験、健康状態等 漁協担当者によれば、次のとおりであった。</p> <p>① 約50年の漁業経験があった。</p>								

② 船長は漁協の要職に就いており、本事故前日、漁協の会合の際、少し疲れた様子に見えたが、ふだんどおり食事をしていた。

③ 運動機能に支障はなく、忙しいときは、早朝から夕方まで操業を行うことがあった。

(2) 船長の操業状況

漁協担当者及び「漁協のたこつぼ漁に従事する僚船船長」（以下「僚船船長」という。）によれば、次のとおりであった。

① 本船の仕掛けは、約1mの枝索の先端にプラスチック製の壺を結び、20尋（約30m）間隔で本索に固定し、壺約100個を1組として、本索に重しの鎖を付けていた。（図2参照）

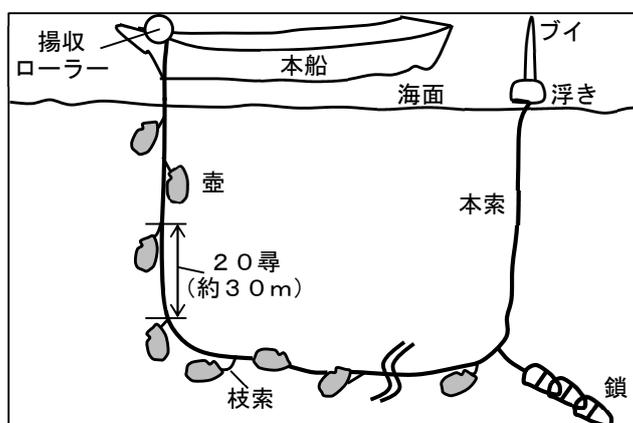


図2 たこつぼ漁の仕掛け（概要）

② 風ノ子島の周辺や南方沖、坂手港南方沖に、仕掛けを8～9か所（壺約800～900個）、海中に沈め、1週間程度、間を置いて、揚収していた。

③ 仕掛けを海中に沈める際は、本船を低速とし、船尾部で操船しながら、船尾部から海に仕掛けを投入し、仕掛けを揚収する際は、主機操縦レバーを中立とし、左舷船首部の揚収ローラーを使用して、回転するローラーで本索を巻き揚げ、船長が船縁で身を乗り出して本索を手繰りながら壺を揚収し、壺にたこが入っていれば、たこを壺から生け簀に移して、壺を甲板上に並べていた。

(3) 本船の状況（本事故後）

① 海上保安官が本船を発見したときの状況は、次のとおりであった。

a 主機操縦レバーが中立の位置で動いており、左舷船首部の揚収ローラーは停止していた。

b 甲板上に仕掛け（壺、本索、枝索及び鎖）が置かれていた。

- c 甲板上の生け簀の中にはたこが入っていた。
 - d 船体に損傷はなく、船内に血痕は付着していなかった。
- ② 漁協担当者及び僚船船長によれば、次のとおりであった。
- a 漁協組合員が本事故後に本船の仕掛けを揚収した際、壺にたこが入っていた。
 - b 僚船船長が本船の甲板の上に置かれていた仕掛けを陸揚げした際、壺に結んだ枝索が切れて壺が一つ無くなっており、また、本索に枝索が巻き付いて短くなっているところがあった。
 - c 本船の揚収ローラーは、回転部に荷重がかかった場合、回転が止まるようになっている。
- ③ 現場調査の際、本船の状況は次のとおりであった。
- a 甲板上に仕掛けが置かれていた。
 - b 左舷船首部に揚収ローラーが設置され、ローラーの回転部の周囲は、舷外部分に本索のガイドが付けられているが、回転部を覆う保護カバーは設けられていなかった。
 - c 船首部及び船尾部には、それぞれ舵輪及び主機操縦レバーが設置されていた。
- (写真1～3 参照)



揚収
ローラー

写真1 本船



写真2 揚収ローラー

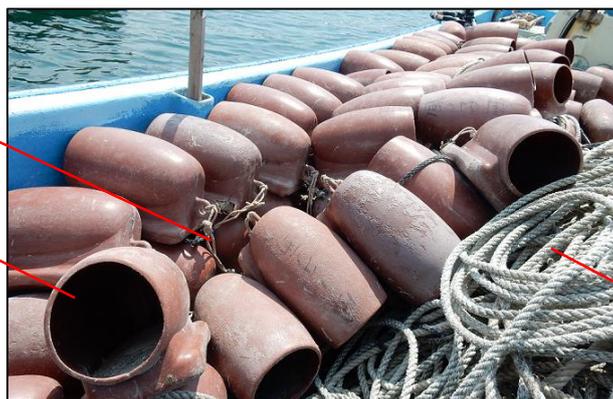


写真3 仕掛け

(4) 船長の服装

船長は、発見された際、長袖Tシャツ、長ズボン、胴長、ゴム手袋及び長靴を着用していた。

(5) 救命胴衣の着用

船長は、発見された際、救命胴衣を着用しておらず、本船上に首掛け式の救命胴衣が置かれていた。

漁協担当者及び僚船船長によれば、ふだん、船長が本船上で救命胴衣を着用していない姿は見たことがなく、本事故当時、漁場が沖合で、気温が高かったので、救命胴衣を外して作業していたのではないかとのことであった。

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第23条の40第4項及び同法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第137条第1項第4号の規定により、本船の暴露甲板上においては救命胴衣を着用する必要があった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明
不明
なし

船長の直接死因は溺死で、発症から死亡までの期間は短時間であった。

船長は、次のことから、05時頃から08時頃までの間に本船から

	<p>落水して溺死したものと考えられる。</p> <p>(1) 船長は、本船に1人で乗り組み、05時頃に瀬の倉漁港から出航するところを船長の親族に目撃されたこと。</p> <p>(2) 船長は、医師により死亡推定時刻が08時頃と検案されたこと。</p> <p>(3) 本船は、10時50分頃、風ノ子島東方沖において、無人の状態で漂流しているところを発見されたこと。</p> <p>本船は、海上平穩の状況下、次のことから、風ノ子島東方沖で漂泊しながらたこつぼ漁の操業中、船長が本船から水温約28℃の海に落水したものと考えられる。</p> <p>(1) 本船が発見された際、主機操縦レバーを中立とし、揚収ローラーから海中に仕掛けの本索が伸び、甲板上に仕掛けが置かれ、生け簀にたこが入っており、また、漁協組合員が本事故後に本船の仕掛けを揚収した際、壺にたこが入っていたこと。</p> <p>(2) 船長が発見された際、揚収ローラーから海中に伸びた仕掛けの本索が左手首に絡んでいたこと。</p> <p>船長は、揚収ローラーを使用し、仕掛けを揚収していた際、船縁で身を乗り出して本索を手繰りながら回転している同ローラーの下部で両手を負傷した後、体勢を崩し、仕掛けの本索を左手首に絡ませて落水した可能性があると考えられる。しかしながら、目撃者がおらず、客観的情報も十分に得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、発見された際、救命胴衣を着用しておらず、本船上に首掛け式の救命胴衣が置かれていたことから、本船の暴露甲板上においては救命胴衣を着用する必要があったものの、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、風ノ子島東方沖において、海上平穩の状況下、漂泊しながらたこつぼ漁の操業中、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型漁船で揚収ローラーを使用する船長は、ローラーの回転部に手を挟まないよう十分に注意して作業すること。また、ローラーの回転部を覆う保護カバーを設置することが望ましい。 ・ 小型漁船の乗船者は、暴露甲板上では救命胴衣を着用すること。